

栗東市子ども・子育て支援事業計画

中間年見直し

(平成 30 年度・31 年度)

見直し部分抜粋

平成 30 年 3 月

栗 東 市

栗東市子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて

1 見直しの趣旨

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（内閣府平成29年1月27日事務連絡）に基づき、平成29年度内に中間年の見直しを行う。

●「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）抜粋

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が（中略）認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

2. 栗東市の現状

- ・計画期間中の子どもの人口については、計画策定時の推計と比較してほぼ乖離はない。
- ・保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出などの社会環境の変化に伴い、量の見込みを超過したニーズが発生している。
 - …（幼児期における教育・保育、放課後児童健全育成事業）
- ・施設整備や実施施設の増加など、提供体制が変化している。
 - …（放課後児童健全育成事業、病児・病後児保育事業、利用者支援事業）
- ・計画策定後に実施を開始した事業がある。
 - …（実費徴収にかかる補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業）
- ・実績値が当初の見込みよりも大きく乖離している事業がある。
 - …（養育支援訪問事業）

3. 見直しの対象事業

○教育・保育事業

3号認定（0歳児、1・2歳児）

○地域子ども・子育て支援事業

放課後児童健全育成事業（学童保育）

病児・病後児保育事業

養育支援訪問その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

利用者支援事業

実費徴収にかかる補足給付を行う事業

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2. 教育・保育の量の見込み、確保の方策、実施時期

③-1 3号認定〔0歳児〕 計画書P55 <提供区域：全市>

事業の概要	0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
-------	--

【改定前】

量の見込み 算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、育児休業が多い実情や子どもが大きくなってからの利用ニーズや実績を勘案し、補正の上で算出					
	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	61人	83人	84人	85人	86人	86人
B 確保 方策	特定教育・ 保育施設	/	87人	87人	87人	87人
B-A	/	4人	3人	2人	1人	1人
現在の実施状況	●公立保育園 3園、公立幼稚園 5園、法人立保育園 6園 （治田西カナリヤ第三保育園・こだまふれんど保育園・グランマの家保育園・こだま保育園・大宝カナリヤ保育園・こだま乳児保育園）					

【改定後】

量の見込み 算出方法	平成29年度の入所申込者数×平成27年度～29年度の平均入所申込伸び率×計画策定時の人口推計率					
	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	—	—	—	—	115人	115人
B 確保 方策	特定教育・ 保育施設	—	—	—	87人	99人
	地域型 保育施設	—	—	—	10人	16人
	計	—	—	—	97人	115人
B-A	/	—	—	—	▲18人	0人
確保方策 の内容	<p>早期の待機児童解消に向け、保育士の確保を図りながら、引き続き市内の公立保育園・幼稚園・法人立保育園等で実施。</p> <p>①平成29年度から地域型保育事業を実施（公募）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所を毎年1所ずつ開設（平成29年度、30年度、31年度） ・家庭的保育事業所を1所開設（平成30年度） <p>②平成31年度施設型保育事業を実施（公募）</p> <p>③平成32年度施設型保育事業を実施（公募）</p>					

③-2 3号認定〔1・2歳児〕 計画書P56

＜提供区域：全市＞

事業の概要	1・2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
-------	--

【改定前】

量の見込み算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、子どもが大きくなってからの利用ニーズや実績を勘案し、補正の上で算出					
	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	432人	462人	469人	465人	469人	472人
B 確保方策 特定教育・保育施設	/	472人	472人	472人	472人	472人
B-A	/	10人	3人	7人	3人	0人
現在の実施状況	●公立保育園 3園、公立幼稚園 5園、法人立保育園 6園 （治田西カナリヤ第三保育園・こだまふれんど保育園・グランマの家保育園・こだま保育園・大宝カナリヤ保育園・こだま乳児保育園）					

【改定後】

量の見込み算出方法	平成29年度の入所申込者数×平成27年度～29年度の平均入所申込伸び率×計画策定時の人口推計率					
	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	—	—	—	—	578人	581人
B 確保方策	特定教育・保育施設	—	—	—	472人	508人
	地域型保育施設	—	—	—	28人	41人
	計	—	—	—	500人	549人
B-A	/	—	—	—	▲78人	▲32人
確保方策の内容	<p>早期の待機児童解消に向け、保育士の確保を図りながら、引き続き市内の公立保育園・幼稚園・法人立保育園等で実施。</p> <p>①平成29年度から地域型保育事業を実施（公募）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所を毎年1所ずつ開設（平成29年度、30年度、31年度） ・家庭的保育事業所を1所開設（平成30年度） <p>②平成31年度施設型保育事業を実施（公募）</p> <p>③平成32年度施設型保育事業を実施（公募）</p>					

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の方策、実施時期

④ 放課後児童健全育成事業（学童保育） 計画書 P 60～ <提供区域：小学校区>

事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図ります。
-------	--

【改定前】

量の見込み算出方法	<p>国の「手引き」に基づき算出（小学生）</p> <p>ただし、平成 27 年度の量の見込みが平成 26 年 4 月 1 日の利用人数を下回る場合は、平成 27 年度は平成 26 年 4 月 1 日の人数とし、平成 28 年度以降は、前年度の量の見込み×当年度(国の手引き算出)／前年度（国の手引き算出）</p> <p>注：平成 26 年度以前の実績数は 1～3 年生と 4～6 年生の要支援児童の児童数で、平成 27 年度以降の量の見込みは 1～6 年生の児童数</p>
-----------	---

〔市全体〕	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	424 人	700 人	683 人	668 人	660 人	638 人
B 確保方策	/	806 人	795 人	794 人	790 人	787 人
B - A	/	106 人	112 人	126 人	130 人	149 人
現在の実施状況	●9 小学校区に公設 9 か所 10 クラブ（社会福祉協議会へ指定管理委託） 民設 2 か所 2 クラブ（こだまクラブ・大宝こだまクラブ）					

【改定後】

量の見込み算出方法	平成 29 年度の入所率（1 年生は学年における学童入所率・2～6 年生は前年度からの継続入所率）×児童推計数（教育委員会データ）
-----------	---

〔市全体〕	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	—	—	—	—	863 人	873 人
B 確保方策	/	—	—	—	1010 人	1023 人
B - A	/	—	—	—	147 人	150 人
取り組み内容	児童数の増加が著しい地域に必要なに応じて、児童館の利活用や民設学童保育所の設置により確保を図ります。					

小学校区別の内訳

〔金勝小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	35 人	66 人	66 人	65 人	63 人	63 人
B 確保方策		66 人	66 人	65 人	70 人	70 人
B - A		0 人	0 人	0 人	7 人	7 人
確保方策の内容	金勝学童保育所と、金勝児童館等の利活用により確保					

〔葉山小学校区〕

【改定前】	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	32 人	62 人	60 人	60 人	58 人	58 人
B 確保方策		62 人	60 人	60 人	58 人	58 人
B - A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策の内容	葉山学童保育所と、葉山児童館等の利活用により確保					

【改定後】	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	—	—	—	—	86 人	86 人
B 確保方策		—	—	—	86 人	86 人
B - A		—	—	—	0 人	0 人
確保方策の内容	葉山学童保育所と、葉山児童館等の利活用等により確保					

〔葉山東小学校区〕

【改定前】	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	46 人	67 人	66 人	68 人	70 人	71 人
B 確保方策		67 人	66 人	70 人	70 人	71 人
B - A		0 人	0 人	2 人	0 人	0 人
確保方策の内容	葉山東学童保育所と、葉山東児童館等の利活用により確保 施設増築予定（平成 28 年度）					

【改定後】	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	—	—	—	—	102 人	107 人
B 確保方策		—	—	—	107 人	107 人
B - A		—	—	—	5 人	0 人
確保方策の内容	葉山東学童保育所（平成 28 年度施設増築済）と、葉山東児童館等の利活用等により確保					

〔治田小学校区〕

【改定前】	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	27 人	69 人	69 人	72 人	74 人	75 人
B 確保方策		90 人				
B - A		21 人	21 人	18 人	16 人	15 人
確保方策の内容	治田学童保育所					

【改定後】	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	—	—	—	—	127 人	144 人
B 確保方策		—	—	—	132 人	145 人
B - A		—	—	—	5 人	1 人
確保方策の内容	治田学童保育所と治田児童館等の利活用等により確保					

〔治田東小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	47 人	66 人	65 人	66 人	67 人	66 人
B 確保方策		66 人	65 人	66 人	68 人	68 人
B - A		0 人	0 人	0 人	1 人	2 人
確保方策の内容	治田東学童保育所と、治田東児童館等の利活用により確保					

〔治田西小学校区〕

【改定前】	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	81 人	115 人	107 人	97 人	96 人	89 人
B 確保方策		115 人	107 人	101 人	101 人	101 人
B - A		0 人	0 人	4 人	5 人	12 人
確保方策の内容	治田西第一学童保育所、治田西第二学童保育所、大宝こだまクラブと、治田西児童館等の利活用により確保					

【改定後】	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	—	—	—	—	104 人	101 人
B 確保方策		—	—	—	111 人	111 人
B - A		—	—	—	7 人	10 人
確保方策の内容	治田西第一学童保育所、治田西第二学童保育所、大宝こだまクラブと、治田西児童館等の利活用等により確保					

〔大宝小学校区〕

【改定前】	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	50 人	84 人	88 人	88 人	87 人	84 人
B 確保方策		88 人				
B - A		4 人	0 人	0 人	1 人	4 人
確保方策の内容	大宝学童保育所、大宝こだまクラブ・こだまクラブ					

【改定後】	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	—	—	—	—	129 人	127 人
B 確保方策		—	—	—	154 人	154 人
B - A		—	—	—	25 人	27 人
確保方策の内容	大宝学童保育所、大宝こだまクラブ・こだまクラブと、大宝児童館等の活用等により確保					

〔大宝東小学校区〕

【改定前】	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	63 人	109 人	99 人	88 人	82 人	72 人
B 確保方策		190 人				
B - A		81 人	91 人	102 人	108 人	118 人
確保方策の内容	大宝東学童保育所、こだまクラブ					

【改定後】	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	—	—	—	—	82 人	72 人
B 確保方策		—	—	—	170 人	170 人
B - A		—	—	—	88 人	98 人
確保方策の内容	大宝東学童保育所、こだまクラブ					

〔大宝西小学校区〕

【改定前】	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	43 人	62 人	63 人	64 人	63 人	60 人
B 確保方策		62 人	63 人	64 人	63 人	60 人
B - A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策の内容	大宝西学童保育所と、大宝西児童館等の利活用により確保					

【改定後】	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	—	—	—	—	103 人	107 人
B 確保方策		—	—	—	112 人	112 人
B - A		—	—	—	9 人	5 人
確保方策の内容	大宝西学童保育所（平成 29 年度施設の増築工事実施）で確保					

⑦ 病児・病後児保育事業 計画書 P66 <提供区域：全市>

事業の概要	保護者の就労等の都合により、病気の回復期にある集団保育を受けることが困難な子どもを、専用施設で一時的に預かり安静を確保し保育します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、普段、子どもをみてもらいにくい人の利用ニーズや利用の実績などを勘案し、補正の上で算出

【改定前】		実績値	実施時期				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	量の見込み (延べ人数)	177 人	212 人	210 人	209 人	207 人	209 人
B 確保 方策	利用延べ人数		212 人	210 人	209 人	207 人	209 人
	実施箇所数		2 か所				
確保方策 の内容		引き続き、2 か所で実施。					
現在の実施状況		<ul style="list-style-type: none"> ●きづきクリニックチャイルドハウス 開所日数…250 日 1 日の定員…2 人 ●オルミス ※草津市との相互協定により実施 					

【改定後】		実績値	実施時期				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	量の見込み	—	—	—	—	207 人	209 人
B 確保 方策	利用延べ人数	—	—	—	—	500 人	500 人
	実施箇所数	—	—	—	—	3 か所	3 か所
確保方策の内容		<ul style="list-style-type: none"> ●きづきクリニックチャイルドハウス 開所日数…250 日 1 日の定員…2 人 ●オルミス ※草津市との相互協定により実施 ●陽だまり ※草津市との相互協定により実施 					

⑩ 養育支援訪問その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 計画書 P 69

＜提供区域：全市＞

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、育児支援家庭訪問員などが訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行います。
-------	---

【改定前】

量の見込み算出方法	これまでの利用実績に基づき算出					
	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	37 人	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人
確保の方策の内容	<p>＜養育支援訪問事業＞ 支援が必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問員などによる訪問を実施。</p> <p>＜児童虐待相談対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会において、家庭児童相談室と連携し、児童虐待防止につなげる。 ・ 相談員の資質向上を図るとともに、相談体制強化を図る。 					

【改定後】

量の見込み算出方法	平成 27 年度、平成 28 年度の利用実績に基づき算出					
	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	—	—	—	—	110 人	110 人
確保の方策の内容	<p>＜養育支援訪問事業＞ 支援が必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問員などによる訪問を実施。</p> <p>＜児童虐待相談対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会において、家庭児童相談室と連携し、児童虐待防止につなげる。 ・ 相談員の資質向上を図るとともに、相談体制強化を図る。 					

⑪ 利用者支援事業【新規事業】

計画書 P70

<提供区域：全市>

事業の概要	新制度で新たに創設された事業で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言などを行います。
-------	---

【改定前】

量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、教育・保育施設や地域子育て支援事業の量の見込みを勘案して算出					
	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		1 か所				
B 確保方策		1 か所				
B - A		0 か所				
確保方策 の内容	幼稚園、保育園の利用申し込みや相談に対応する幼児課と、子育て支援事業の円滑な利用を促進するため学童保育所等の情報提供や相談に対応する子育て応援課、子育て支援の情報提供や相談に対応する子育て支援センターが連携し、利用者支援事業を担う。					

【改定後】

量の見込み 算出方法	母子保健型 1 か所を追加					
	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		—	—	—	2 か所	2 か所
B 確保方策		—	—	—	2 か所	2 か所
B - A		—	—	—	0 か所	0 か所
確保方策 の内容	<p><母子保健型> 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援等を実施する。(平成 28 年度から実施)</p> <p><その他> 幼稚園、保育園の利用申し込みや相談に対応する幼児課と、子育て支援事業の円滑な利用を促進するため学童保育所等の情報提供や相談に対応する子育て応援課、子育て支援の情報提供や相談に対応する子育て支援センターが連携し、利用者支援事業を担う。</p>					

⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業【新規事業】 計画書 P70 <提供区域：全市>

事業の概要	新制度で新たに創設された事業で、世帯の所得状況等を勘案して定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育にかかる行事への参加に要する費用の全部または一部を助成する事業。
-------	---

【改定前】

確保方策の内容	国等の動向を見ながら、今後取り組み方策を検討。
---------	-------------------------

【改定後】

確保方策の内容	世帯の所得を勘案し、定める基準に基づき助成事業を実施。 (平成 28 年度から実施)
---------	---

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】 <提供区域：全市>

事業の概要	新制度で新たに創設された事業で、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業。
-------	---

【改定前】

確保方策の内容	今後の動向を見ながら、必要性を検討。
---------	--------------------

【改定後】

確保方策の内容	新規事業者の参入を促すとともに、新規事業者に対して、適切に保育が実施されるよう相談・助言等の巡回支援を行う。
---------	--